

# オートバックス オープンマスターズカート

## 2008 シリーズ

### 特別規則書

#### 公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則・JAF 国内カート競技とその規則及び各コース特別規則書更に本大会特別規則書・付則に従って開催される。

#### 第1章 大会開催に関する事項

##### 第 1 条：競技会の名称

オートバックス オープンマスターズカート 2008 シリーズ

英文表記：AUTOBACS OPEN MASTERS KART 2008 SERIES

##### 第 2 条：競技の種目・クラス区分と格式

第一種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

##### 第 3 条：競技の格式

- ・ ARTA Challenge           クローズド
- ・ KRP Junior               クローズド
- ・ KRP Cadet               クローズド
- ・ IAME Parilla X30       クローズド
- ・ ROTAX DD2               クローズド

##### 第 4 条：開催日程・場所及びオーガナイザー

ARTA Challenge 、 KRP Junior 、 KRP Cadet、 IAME Parilla X30

###### 西日本地域

- 第 1 戦 4 月 6 日(日) 瑞浪レイクウェイ (岐阜県)
- 第 2 戦 5 月 4 日(日) 猪名川サーキット (兵庫県)
- 第 3 戦 7 月 13 日(日) 瑞浪レイクウェイ (岐阜県)
- 第 4 戦 8 月 31 日(日) 琵琶湖スポーツランド (滋賀県)

###### 東日本地域

- 第 1 戦 4 月 20 日(日) 榛名モータースポーツランド (群馬県)
- 第 2 戦 6 月 22 日(日) 新東京サーキット (千葉県)
- 第 3 戦 8 月 17 日(日) ツインリンクもてぎ 北ショートコース (栃木県)
- 第 4 戦 9 月 21 日(日) APG オートパラダイス御殿場 (静岡県)

###### Grand Final (東西統一戦)

- 11 月 2 日(日) 鈴鹿サーキット 国際南コース (三重県)

###### ROTAX DD2

- 第 1 戦 4 月 6 日(日) 瑞浪レイクウェイ (岐阜県)

第2戦 5月4日(日) 猪名川サーキット(兵庫県)

第3戦 7月13日(日) 瑞浪レイクウェイ(岐阜県)

第4戦 11月2日(日) 鈴鹿サーキット国際南コース(三重県)

第5条：大会総合事務局・大会主催事務局

1) 大会総合事務局

有限会社ケーアールピー(KRP)

〒612-8471 京都府京都市伏見区下鳥羽長田町161

TEL：075-612-1191 FAX：075-612-1192

2) 大会主催事務局

各大会開催コースとする

第6条：大会役員及び競技役員

公式プログラムに記載

第7条：クレデンシャルの着用

- ・本大会に参加する全ての者は場内で大会総合事務局が発行したクレデンシャルをつけなければならない。

第8条：大会の延期および中止

- ・「JAF国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章 第6条に基づき、大会総合事務局は大会審委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料金は事務処理経費を差し引いた金額が返金される。ただし保険料は返金されない。なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失について抗議する権利を保有しない。さらに大会主催事務局は審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

第9条：公式通知に関する規定

- ・本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。公式通知は

1. ドライバー・エントラントにE-mailにて送信される。
2. オフィシャルウェブサイトに掲出される。
3. サーキットに設置する掲示板に掲出される。
4. ドライバースブリーフィングで指示される。
5. 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第2章 競技会参加に関する事項

第10条：参加定員

参加受付台数は以下の通りとする。

ARTA Challenge 各地域45台

KRP Junior 各地域30台

KRP Cadet 各地域30台

IAME Parilla X30 各地域30台

ROTAX DD2 30台

#### 第11条：参加資格

##### 1) エントラント

- ・2008年度有効なJAFが発給したエントラントライセンス所有者であること、または大会総合事務局が認めたエントラントであること。

##### 2) ドライバー参加資格

- ・18歳未満のドライバーがエントリーする場合は、親権者又は保護者の出場承諾書を大会総合事務局に提出しなければならない。

##### ARTA Challenge

ライセンス：JAFジュニア国内B以上又はJAF国内B以上所持者

年齢：中学2年生～20歳

##### KRP Junior

ライセンス：JAFジュニア国内B以上又はSLカデット以上所持者

年齢：小学5年生～中学3年生

##### KRP Cadet

年齢：小学2年生～小学6年生

上記の年齢に加えて以下の内容を満たしていること

- ・親権者が2008年度に有効なJAF国内ライセンス又はSLライセンスを所有していること

ドライバー本人がSLライセンスを所有している場合、親権者は上記ライセンスを所有していなくてもよい。

- ・カートショップ及びカート団体に所属していること
- ・レース経験を有すること

##### IAME Parilla X30

ライセンス：JAFジュニア国内B以上又はJAF国内B以上所持者

年齢：中学2年生以上

(満13歳以上または当該年に満13歳になる者)

##### ROTAX DD2

ライセンス：JAF国内B以上所持者

年齢：18歳以上

**上記各クラス共に、他国のライセンスで上記内容と同等のライセンスの場合は、大会総合事務局が参加を認めた場合のみエントリーが可能。**

#### 第12条：参加申込先及び受付期間

- ・『IAME Parilla X30』、『ROTAX DD2』クラス及び、ARTA Challenge・KRP Junior・KRP Cadetクラスのスポットエントリーの参加受付期間は各大会開催日1ヶ月前より大会10日前までとし、所定の用紙にて郵送又はFAXにて以下の申込先へ締切日必着で提出する。参加費用は現金書留又は大会総合事務局指定の振込先へ振込とする。ただし、大会開催日5日前以降の参加申込の場合は遅延として¥2,000-(税込み)が参加料に加算される。

参加申込先(大会総合事務局)

有限会社ケーアールピー (KRP)

〒612-8471 京都府京都市伏見区下鳥羽長田町 161

TEL : 075-612-1191 FAX : 075-612-1192

振込先

京都中央信用金庫 久我(こが)支店

普通 0 2 3 8 5 5 5 (有)ケーアールピー

・レース当日現地にて提出するもの

1. エントリー用紙 年間申込用紙とは別

『IAME Parilla X30』、『ROTAX DD2』クラス以外

2. 車両登録申告書

車両登録申告書に基づき、車両検査に合格したもののみが競技に参加できる。

3. エントリーフィー 『IAME Parilla X30』、『ROTAX DD2』クラス及び、

ARTA Challenge・KRP Junior・KRP Cadet クラスの  
スポットエントリー以外

### 第 13 条：参加費用

1) ARTA Challenge、KRP Junior、KRP Cadet

・年間参加費用

ARTA Challenge ￥650,000-(税込み)

KRP Junior ￥500,000-(税込み)

KRP Cadet ￥400,000-(税込み)

一般のレース同様に上記の3クラスは毎戦エントリーフィーが別途必要となります  
エントリーフィー：￥20,000-(税込み)

保険料(ドライバー及びメカニック1人分の保険代)を各サーキットへ各自でお支払下さい。

ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキット開催時に限りエントリーフィーの価格が上記の金額と異なります。又、共済費等の費用が必要になります。

・スポット参加費用

ARTA Challenge ￥100,000-(税込み)

KRP Junior ￥80,000-(税込み)

KRP Cadet ￥60,000-(税込み)

保険料(ドライバー及びメカニック1人分の保険代)を各サーキットへ各自でお支払下さい。

上記費用に含まれるもの

エントリーフィー、エンジン(各クラス1基)、タイヤ(1大会1set)

GrandFinalの鈴鹿大会はスポットエントリーの受付を行いません。

2) IAME Parilla X30

1戦：￥40,000-(税込み)

保険料(ドライバー及びメカニック1人分の保険代)を各サーキットへ各自でお支払下さい。

ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキット開催時に限りエントリーフィーの価格が上記の金額と異なります。又、共済費等の費用が必要になります。

### 3) ROTAX DD2

1 戦：¥ 5 0 , 0 0 0 - ( 税込み )

保険料 ( ドライバー及びメカニック 1 人分の保険代 ) を各サーキットへ各自でお支払下さい。

ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキット開催時に限りエントリーフィーの価格が上記の金額と異なります。又、共済費等の費用が必要になります。

#### 第 14 条：保険料

- ・すべての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF 国内カート競技規則 第 11 章 第 33 条～第 34 条に基き、傷害保険に加入しなければならない。また練習時を含めて健康保険証を携帯する事。
- ・メカニック追加登録・保険料は、1 名につき ¥ 1,000 とする。

#### 第 15 条：参加受理と参加拒否

- ・参加申込者に対して大会総合事務局より参加受理または参加拒否が通達される。

### 第 3 章 エンジン及びカートに関する事項

#### 第 16 条：参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、及びタイヤは、車両申告書に登録済みの物のみとする。登録できる個数は下記の通りとする。

ARTA Challenge：フレーム 1 台、エンジン 2 基、タイヤ各 1 set ( ドライ・ウエット )  
KRP Junior：フレーム 1 台、エンジン 1 基、タイヤ各 1 set ( ドライ・ウエット )  
KRP Cadet：フレーム 1 台、エンジン 1 基、タイヤ各 1 set ( ドライ・ウエット )  
IAME Parilla X30：フレーム 1 台、エンジン 1 基、タイヤ各 1 set ( ドライ・ウエット )  
ROTAX DD2：フレーム 1 台、エンジン 1 基、タイヤ各 1 set ( ドライ・ウエット )

#### 第 17 条：カート

- ・本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「2008 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章に合致する第 1 種車両で、かつ以下の条件を満たすこと。
- ・JAF 国内カート競技車両規則 第 11 条に合致するサイドボックス・フロントパネル・フロントフェアリング、を必要とする。
- ・バンパーは前後とも必備とし、その取付方法については「2008 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 7 条に従う事。
- ・チェーンガードは必備とし、その取付方法については「2008 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 8 条 17 項に従う事。
- ・リアバンパーにはナーフバー ( CIK バー ) を必備とし、その取付方法については「2008 年 JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 7 条 2 項に従う事。

ROTAX DD2 クラスを除く

- ・NEW リアスポイラー ( 樹脂製 ) の装着は禁止する。
- ・各クラスの車両規則は以下の通りとする。

ARTA Challenge、KRP Junior

- ・シャーシは自由とする。  
但しホイールベースが **1010mm 以上**の物とする。  
**フロントブレーキの装着は禁止**する。

KRP Cadet

- ・「KRP Cadet 車両規則」の通りとする。

IAME Parilla X30

- ・「地方選手権車両規則」の通りとする。

ROTAX DD2

- ・専用フレームのみ使用可能とする。

#### 第18条：エンジン

ARTA Challenge	： ROTAX 製	125 Junior MAX
KRP Junior	： ROTAX 製	125 Mini MAX
KRP Cadet	： SUBARU 製	EX21
IAME Parilla X30	： IAME 製	X30 125cc RL - JAP - TaG
ROTAX DD2	： ROTAX 製	125 MAX DD2

- レース用エンジン貸出に関する詳細 IAME Parilla X30 クラスを除く
- ・エンジンは全参加者による公開抽選で振り分ける。
  - ・抽選はレースウィーク土曜日の朝に指定場所にて行う。
  - ・抽選に参加できない場合は、その都度、残りのエンジンを振り分ける。
  - ・エンジンの交換は大会総合事務局が認めた場合のみ交換する。
  - ・レース終了後は清掃し、貸出した状態で速やかに指定場所へ返却すること。
  - ・不正を防止するためエンジンの各部には封印を施します。これが解かれた場合はペナルティを課す。それが不慮の事故であっても変わらないものとする。
  - ・支給エンジンの全ての部品(ガソリンホースを含む)の変更、追加、加工は一切禁止する。必ず支給状態で使用しなければならない。  
但し、イグニッションコイルが取り回しの関係上、正規の場所に付けることが出来ない時のみ、強固な金属ステーにより純正位置の穴を使い最小の移動で取り付けることを認める。
  - ・クラッシュや焼きつきでエンジンが破損した場合、修理費用を請求する場合がある。  
ARTA Challenge、KRP Junior
  - ・本大会のエンジンレギュレーションは『ROTAX MAX Challenge テクニカルレギュレーション 2008』に準ずるものとする。  
但し、上記の“レース用エンジン貸出に関する詳細”については本大会の特別規則とする。

#### 第 19 条：エンジン貸出の際に含まれる物

ARTA Challenge

- ・エンジン ×2
- ・キャブレター(メインジェット) ×2
- ・マフラー ×1

- ・マフラスプリング ×2
- ・バッテリーホルダー ×1
- ・ケーブルハーネス（配線） ×1
- ・スイッチ類 ×1
- ・インタークサイレンサー（Ver.2のみ使用可）×1
- ・インタークサイレンサーバンド ×1
- ・バッテリーチャージ ×1

**各自で用意が必要な物**

- ・バッテリー（ROTAXのレギュレーションに準ずるバッテリーに限る）
- ・マフラステークKIT
- ・メインジェットKIT
- ・水温センサー（メーカーは問わない）
- ・エンジンマウント（アッパー、ロアは各自で所有する物を使用する）

**KRP Junior**

- ・エンジン ×1
- ・キャブレター（メインジェット） ×1
- ・マフラー ×1
- ・マフラスプリング ×2
- ・バッテリーホルダー ×1
- ・ケーブルハーネス（配線） ×1
- ・スイッチ類 ×1
- ・インタークサイレンサー（Ver.2のみ使用可）×1
- ・インタークサイレンサーバンド ×1
- ・バッテリーチャージ ×1
- ・インタークリストリクター
- ・チャンバーリストリクター

**各自で用意が必要な物**

- ・バッテリー（ROTAXのレギュレーションに準ずるバッテリーに限る）
- ・マフラステークKIT
- ・メインジェットKIT
- ・水温センサー（メーカーは問わない）
- ・エンジンマウント（アッパー、ロアは各自で所有する物を使用する）

**KRP Cadet**

エンジン1基、マフラー、エンジンマウント  
ロアマウントは各自で所有する物を使用する。

**第20条：スプロケット**

ARTA Challenge、KRP Junior

- ・リアスプロケットのギア比を自由とする。
- ・フロントギアは13丁固定

KRP Cadet

- ・スプロケットのギア比は指定ギア比で固定する。
- ・スプロケットについては各大会前に公式通知にて発表する。
- ・フロントギアは19丁固定

IAME Parilla X30

- ・スプロケットのギア比を自由とする。

ROTAX DD2

- ・エンジン内のギアの変更は一切禁止する。

## 第21条：キャブレター

ARTA Challenge、KRP Junior

- ・本大会のキャブレターレギュレーションは『ROTAX MAX Challenge テクニカルレギュレーション 2008』に準ずるものとする。

但し、以下の内容については本大会の特別規則とする。

- ・キャブレターは大会総合事務局が支給するものを使用しなければならない。
- ・支給時に封印をする為、その封印が解かれた場合はペナルティを課す。それが不慮の事故であっても変わらないものとする。
- ・支給キャブレターには1本のガソリンホースと1本のオーバーフローパイプが装着されている。いかなる場合もそれぞれの変更、追加、加工は一切禁止する。必ず支給状態で使用しなければならない。
- ・ジェットニードルは"K98"のみ使用可能。変更は認められない。

但し以下のキャブレターのセッティング変更を認める。

メインジェットの変更

ジェットニードルのクリップ位置の変更

エアスクリューのセッティング

- ・支給されるキャブレターの仕様

アイドルジェット 60

アイドルジェットインサー 60

フロート 3.6g

ジェットニードル K98 (クリップ上から2段目)

KRP Cadet

- ・キャブレターのセッティング変更を認めない。
- ・支給時に封印をする為、その封印が解かれた場合はペナルティを課す。それが不慮の事故であっても変わらないものとする。

IAME Parilla X30

- ・キャブレターのセッティング変更を認める。

ROTAX DD2

- ・キャブレターのセッティング変更を認める。
- ・ジェットニードルは"K98"のみ使用可能。変更は認められない。
- ・ケース2のみ使用可能

アイドルジェット 60

アイドルインサー 60

スタートジェット 60

フロート 3.6g

但し ジェットニードルのクリップ位置の変更を認める

メインジェットの変更を認める

エアスクリューのセッティングを認める

フロートレバーの調整を認める

#### 第22条：排気装置

ARTA Challenge、KRP Junior、ROTAX DD2

- ・レースで使用できるマフラーは大会総合事務局が支給する封印されたもののみとする。
- ・本大会以外での使用を一切禁止する。もし発覚した場合はペナルティを課す。
- ・マフラー内の部品（消音カバー、消音材）を交換する場合、大会総合事務局もしくは技術委員長の承認のもと封印を解除しなければならない。又、交換後すみやかに再封印を得ることとする。

KRP Cadet

- ・レースで使用できるマフラーは大会総合事務局が支給するもののみとする。

#### 第23条：プラグ

- ・スパークプラグは加工禁止とし、市販状態とする。

ARTA Challenge、KRP Junior、ROTAX DD2

- ・NGK製 **BR8EIX**、**BR9EIX**、**BR10EIX**の3種類のみ使用可能

KRP Cadet

- ・NGK製 **BR6HS**のみ使用

#### 第24条：ラジエター

- ・「JAF国内カート競技車両規則」第2章第8条27項28項に準ずる。温度調整する為にラジエターにテープを貼り付けることを認める。但し、テープを貼り付ける場合はテープが剥がれないようにラジエターにテープを1巻すること。また、シャッターカバーの取付けも認めるが、危険な構造であってはならず、堅固に固定されていなければならない。
- ・テープを貼り付けた場合、コース上でテープを剥がした場合はペナルティを課す。
- ・ラジエター液は水道水のみとする。不凍液等の使用は認めない。

#### 第25条：競技ナンバー

- ・「JAF国内カート競技車両規則」第2章第9条に従った競技ナンバーを前後およびサイドボックス両側に取付ける。
- ・ARTA Challenge、KRP Junior、KRP Cadetの3クラスは大会総合事務局から配布したものを使用する。
- ・競技ナンバーは、大会総合事務局が指定したナンバーを車検を受ける前に取付けなければならない。
- ・各クラスの下地・文字のカラーは以下の通りとする。

ARTA Challenge：ベース赤色、白文字

KRP Junior：ベース青色、白文字



- ・最低重量を満たす為、バラストを積む必要がある場合はすべて固形材料を用い、車体にボルト・ナット(8m/m以上のもので2本以上)で固定に取付けなければならない。

#### 第29条：燃料

##### 1) ガソリン

- ・「JAF 国内カート競技車両規則」第2章 第8条 19項に則った通常のカートスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- ・レースウィークの土・日曜日に使用するガソリンに関しては大会前に公式通知にて大会総合事務局が指定したガソリンを使用すること。  
IAME Parilla X30、ROTAX DD2 を除く
- ・レース終了後に上位4台のカートガソリン検査を行う。検査の結果添加剤等が混入されていたと判断された場合はペナルティを課す。

##### 2) エンジンオイル

- ・通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。
- ・ARTA Challenge、KRP Junior、ROTAX DD2 のレースウィーク(土・日)に使用するエンジンオイルは大会総合事務局が支給する以下の銘柄のものを使用すること。

ARTA Challenge : BP 製 RACING KART FORMULA KT

KRP Junior・ROTAX DD2 : ERG 製 K-KART フォーミュラ SAE50

##### 3) 検査

- ・ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合、エントラントは必ずその指示に従わなければならない。

#### 第30条：公式車両検査

- ・「JAF 国内カート競技規則・付則、規定カート競技会参加に関する規定」第3章 第12条に基き車両検査が行われる。
- ・車両検査の日時及び場所は公式通知又はプログラムにて知らされる。
- ・ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF 国内カート競技規則 競技会参加に関する規則」第3章 第11条を適用する。また車両検査時において技術委員の点検を受けるものとする。
- ・レース当日の朝に配布されたタイヤを公式練習から使用すること。大会総合事務局のマーキングなきタイヤの使用は禁止とする。
- ・規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- ・レーシングスーツはCIK/FIK(FMK)公認またはJAF公認のものとする。
- ・「JAF 国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」第8章 第30・31条に基づき、計量ならびに再車検が行われる。
- ・各ヒート終了時には「JAF 国内カート競技規則」に定める必備の部分が備わっているもの。

#### 第31条：自動計測装置

- ・参加者は車両検査までに車両に自動計測装置を取付けなければならない。
- ・取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーの出走は認められない。
- ・貸出しが行われた際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は各大会主催事務局側より請求される。
- ・計測装置の配布は選手受付時に行い、返却については全レース終了後1時間以内とする。

#### 第32条：封印

- ・封印が外れそうな(消えそう)状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。封印に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。なお、違反の内容によっては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

### 第4章 競技に関する事項

#### 第33条：プリーフィング

- ・参加全ドライバーはプリーフィングに出席しなければならず、プリーフィングに欠席したドライバーはペナルティの対象となる。

#### 第34条：公式練習

- ・「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章 第23条及び第24条に基づき、公式練習を行う。  
 なお、主催者より配布された自動計測装置を公式練習より取付けて走行する事を義務付けるものとする。
- ・ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。
- ・公式練習の出走順については特に定めないものとする。
- ・大会総合事務局のマーキングがされたタイヤのみを公式練習から使用する事。(全クラス)

#### 第35条：タイムトライアル

- ・全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- ・参加台数が30台を超えた場合はタイムトライアルを2グループに分けて行う。  
 グループ分けはゼッケン No.の奇数組と偶数組に分け、出走順は当日、現地にて取り決める。
- ・義務周回数は定めない。
- ・タイムアタックは原則8分間とし、ベストタイム方式とする。ドライバーは時間内にコースインする事はできるが、ピットインした後の再出走は認められない。  
 原則の8分間は天候等で時間を短縮する場合がある。
- ・タイムトライアル時にベストラップが同タイムの場合は当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。
- ・タイム計測ができなかった車両については最後尾よりスタートするものとし、複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

第 36 条：レースの方法

- ・レース方式は各クラス以下の通りとする。

公式練習 5 分・TT8 分(計 13 分間) 予選ヒート 決勝ヒート

周回数については各大会前に発表する。

第 37 条：予選ヒート

- ・予選ヒートのグリッドはタイムトライアルの結果により決定する。
- ・予選ヒート周回数は公式通知又はプログラムにて知らされる。

ARTA Challenge

- ・出場台数が 30 台を超えた場合はタイムトライアルを 2 組に分けて行う。
- ・タイムトライアルでグループ分け(2 組)を行った場合、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が 102%を超えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録した最速タイムを元に順位をつけ、この順位を元に奇数組(A 組)・偶数組(B 組)に分けて予選ヒートを行う。
- ・タイムトライアルでグループ分け(2 組)を行った場合、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が 102%を超える場合、1 位は第 1 組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2 位は第 2 組の最速タイム、3 位は第 1 組で 2 番目に速いタイム、4 位は第 2 組で 2 番目に速いタイム、5 位は第 1 組で 3 番目に速いタイム、以下同様に決定し順位をつけ、この順位を元に奇数組(A 組)・偶数組(B 組)に分けて予選ヒートを行う。
- ・決勝ヒート出場台数は下表の通りとする。それ以下の者は予選落ちとする。

開催コース	2 グループに分けた 場合の決勝出場台数
新東京サーキット ツインリンクもてぎ 瑞浪レイクウェイ 猪名川サーキット 琵琶湖スポーツランド 鈴鹿サーキット	28 台 (各グループ 14 台)
ハルナモーターズスポーツランド	26 台 (各グループ 13 台)
オートパラダイス御殿場	24 台 (各グループ 12 台)

第 38 条：決勝ヒート

- ・決勝ヒートは、予選ヒートを通過した者は全て決勝に出場できる。グリッドは予選ヒートの結果により決定する。

但し、ARTA Challenge クラスのみ、2 組に分けて予選ヒートが行われた場合、

予選ヒートを通過した者が決勝ヒートに出場できる。グリッドポジションは予選ヒートの結果の順位に従う。

#### 第39条：スタート

- ・スタートはローリングスタートとする。
- ・ローリングラップの終了時、ドライバーは自分のポジションを保ち減速してスタートラインへ向かう。いかなるカートもスタートライン25m手前に引かれたイエローライン(加速ライン)を隊列の最前列が通過するまでは加速を禁止する。違反した場合はペナルティの対象となる。

**全カテゴリーがクラッチ付きの為、低速で走行してもエンジンストールは起こらないので、先頭ドライバーは超低速で走行すること。**

- ・競技長は、隊列が整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、赤信号を消灯又は日章旗を振ってスタートの合図を行う。  
ローリング中のイエローライン前で加速に問題がある場合、競技長はローリングを更に1周行われることを合図するために赤信号の灯火を続ける(消灯しない)。
- ・イエローラインからコントロールラインまでに並べられているパイロン間の内側を走行することはできず、これに違反した場合はペナルティの対象となる。
- ・ローリング中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
- ・ローリング中、隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をした場合、ペナルティの対象となる。
- ・ローリング中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。
- ・ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とする。
- ・ローリング中にポール又はセカンドのカートが停止又は遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
- ・再三不正スタート(フライング)があった場合には、競技長はスタート進行を中断するかもしくはそのレースをスタートした後にその旨を大会審査委員会に報告する。
- ・コース委員長の指示によりローリングスタート合図をするが、その際かぶりによりエンジンが停止したり、かからなかった場合、速やかにピットに移動し、ピット作業エリアにて補助要員によるプラグ交換のみ認める。コース内での作業は一切認めない。
- ・ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。
- ・同委員会は、不正スタートをしたドライバーに対しペナルティを課すことができる。
- ・ローリング中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。
- ・ローリング中、各コースが定める隊列復帰及び追い越し禁止区間を違反した者は何らかのペナルティを課す。
- ・スタート直後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを越えないカートはそのヒートに出走することはできないものとする。

#### 第40条：給油

- ・レース中の給油は全クラスにおいて禁止する。

#### 第41条：レースの中断

- ・「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に従う。
- ・赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い、停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止する。その場合センターを開けて危険を回避することに努める。
- ・赤旗提示の場合、競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。
- ・グリッド上での燃料の給油及びケミカル類の使用は禁止する。

#### 第42条：レースの終了及び順位の設定

- ・レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の1/2以上を完了していなければならない。
- ・レースの順位は以下の順序により周回数の多い順に決定される。
  - チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者)
  - チェッカーを受けない完走者(規定周回数の1/2以上は走行したがチェッカーを受けなかった者)
  - 不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を完走していない者)同一周回数の場合はその周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。

#### 第43条：車両保管及び再車検

- ・「カート競技会運営に関する規定」第8条 第30条 第31条 第32条に基づきレース終了後に車検場にて再車検が行われる。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行う権限を持ち、検査を受けない場合は失格とする。
- ・車両保管エリア(パークフェルメ)に入場した車両には技術委員長より指示があった場合以外、一切手を加えてはならない。
- ・技術委員長より検査の指示があった場合エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解および組立を行わなければならない。  
ただし関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・車両保管終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
- ・以上の項目に対する違反は競技長によって警告され大会審査委員会によりペナルティが課される場合がある。
- ・本条項の検査に応じない場合は失格とする。なお、車両及びエンジンの改造・点火剤・タイヤソフナーなどの悪質な不正が発覚した場合、ドライバー及びエントラントに対してシリーズ残りのレースを棄権していただく場合がある。

#### 第44条：その他 競技に関する事項

- ・信号機は「カート競技会運営に関する規定」第3章に従うものとする。
- ・公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)、

スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害する事なく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。

**KRP Cadetはエンジンが停止次第、競技終了とする。**

- ・レース中はコースを外れてショートカットする事は認められず、当該行為はショートカットとみなされペナルティの対象となる。
- ・競技中リタイアしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な位置に移動し、そのヒートが終了するまでは「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用していなければならない。
- ・ドライバーのサインは下記の通りとし、これを怠った者はペナルティが課せられる場合がある。

ピットイン・ピットアウトのサインは片手を高く上げる。

スローダウンするドライバーは片手を高く上げる。

コース上で停止した場合のサインは両手または片手を頭より高く上げる。

ローリング中、コース委員長の指示により更にもう1周追加された場合のサインは片手を頭より高く上げ、後続車両に教える事とする。

ミススタート旗が掲示された場合のサインは片手を高く上げ、スピードダウンをし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。

- ・工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。
- ・**エンジンの暖機を禁止する。但し、始動チェックは認め暖機運転とみなされる行為を発覚した場合はペナルティを課す。**
- ・消火器の携帯については各エントラントおよびドライバーは下記に示す消火器を1本以上備えなければならない。なお、パドックおよびピットでの火気厳禁に努めるものとする。

種類：ABC粉末タイプ

大きさ：4型(内容量1.2kg)以上

## 第5章 安全面に関する事項

### 第45条：ネックガード

- ・ドライバーが少しでも怪我等を防止できるよう、安全対策として以下のドライバー達にネックガードの装着を必備とする。

KRP Cadet：必備

KRP Junior：装着することを推奨する。但し小学生ドライバーは必備とする。

上記の対象ドライバーがネックガードを装着していない場合はペナルティを課す。

## 第6章

### 第46条：ピットクルー

- ・「カート競技会参加に関する規定」第18条に基きピット要員の行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。

- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたメカニックのみとし、メカニックは大会総合事務局より指定されたクレデンシャルを装着していななければならない。
- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は可能。
- ・ピットクルーによる規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合もある。

#### 第47条：ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずエンジンを停止しなければならない。違反した者に対してはペナルティを受ける場合がある。

#### 第48条：ピット作業エリア

- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット、パドックおよびピット前において火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止する。
- ・燃料の容器は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

### 第7章 ペナルティに関する事項

#### 第49条：ペナルティ

- ・ペナルティは次の6種類があり、適用については本紙特別規則書に基づくものとする。

警告：その必要ありと認めた軽反則に対して発せられる。

罰金：成績に対するペナルティ迄に至らない程度の違反に適用される。

（ドライバーズブリーフィング欠席または遅刻の場合等）

タイムペナルティ：音量測定結果によりタイムトライアルに適用する。

ポイントペナルティ：失格にならない程度の違反に対し、予選・決勝ヒートに与えられる。

ラップペナルティ：失格にならない程度の違反に適用される。

失格：下記の反則行為に課せられる。

- 1) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ
- 2) 故意に自己または他人の安全を省みる事なく行う危険行為
- 3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際
- 4) 与えられたフラッグサインの無視

- ・レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティを課す場合がある。

- ・大会期間中の違反に対するペナルティは、競技長が大会審査委員会に諮(はか)って同委員会によって決定される。

- ・大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり、強化したりすることができる。

ペナルティの例

- 1) 車検の遅れ（オーガナイザーが認めた場合。但し、公式練習まで）
- 2) 重量違反 当該タイムトライアルおよび当該ヒート失格

- 3) 燃料違反 失格
- 4) 服装違反 警告またはポイントペナルティ
- 5) 各ヒート終了時に「JAF国内カート競技車両規定」に定める必備の部分の脱落した場合(後方ナンバープレートを除く) 当該ヒート失格
- 6) 公式練習に参加しなかった場合 レース除外
- 7) フォーメーションラップ中の指定区間での追い越し、割り込み違反  
当該ヒート失格
- 8) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合(警告旗の後)  
ポイントペナルティ同行為をフロントローが繰り返した場合  
最後尾に繰り下げ
- 9) スタート時のフライング(警告旗またはミススタート旗の後)  
ラップペナルティ
- 10) プッシング、極度のブロック(警告旗の後) ポイントペナルティ
- 11) ショートカットとなるコースアウト 警告またはラップペナルティ
- 12) 黄旗時の追い抜き(公式練習) 警告  
(タイムトライアル) タイムペナルティ  
(予選・決勝ヒート) ラップペナルティ
- 13) 黒旗の無視 失格
- 14) オレンジディスクのある黒旗無視 当該ヒート失格
- 15) レース中のコース内での他者の援助(メカニックの立ち入り援助も含む)  
(公式練習) タイムトライアルの時にタイムペナルティ  
(タイムトライアル・予選・決勝ヒート) 当該ヒート失格
- 16) 工具携帯走行 警告(著しい場合は失格)
- 17) ピットロード徐行違反 警告  
同行為を繰り返した場合 当該ヒート失格
- 18) 指定エリア(ピット、パドック)以外で作業した場合 警告  
同行為を繰り返した場合 当該ヒート失格
- 19) ピット要員のオフィシャル指示に対する違反 警告  
暴力行為があった場合 レース除外(以後のシリーズも含めて)
- 20) エンジン始動、作業違反 警告又は罰金
- 21) コースに停止し、コース委員の指示に従わなかった場合、また後続車両通過前に再スタートした場合 警告  
同行為により他の事故を誘発した場合 当該ヒート失格  
これらを含み、その他のペナルティについては付則または公式通知等にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課せられる。

## 第8章 抗議に関する事項

### 第50条：抗議の提出

- ・「JAF国内カート競技規則」第13章 第40条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエンタラントより競技長に提出するものとする。

- ・「国内競技規則」10-21に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

#### 第51条：抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
- ・競技の成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
- ・抗議料は制限格式以下20,300円（消費税含む）とする。

### 第9章 成績および賞典に関する事項

#### 第52条：ポイント

- ・入賞者に対するポイントは大会総合事務局が独自のポイントを定める。
- ・本大会のドライバーに与えられる得点は下表を適用する。
- ・スポット参加のドライバーにはポイント獲得順位でチェッカーを受けた場合でもポイントは与えられません。但し、表彰式にて表彰はいたします。
- ・例えばスポット参加のドライバーが決勝ヒートを1位でチェッカーを受け、年間参加のドライバーが2位でチェッカーを受けた場合、1位のスポット参戦のドライバーにはポイントは与えられない、また2位の年間参加のドライバーには2位のポイントが与えられることとする。

ポイントは決勝ヒートの完走者にのみ与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点
1位	20	2位	15	3位	13	4位	12	5位	11
6位	10	7位	9	8位	8	9位	7	10位	6
11位	5	12位	4	13位	3	14位	2	15位	1

#### 第53条：有効ポイント

- ・各クラス、地域シリーズの有効ポイントは決勝ヒート全4ヒートの合計獲得ポイントとする。

#### 第54条：Grand Final（東西統一戦）について

各クラスのGrand Finalに進出できる条件は下記の通りとする

ARTA Challenge：各地域シリーズ終了後のランキング上位30名のドライバー

KRP Junior：各地域シリーズ終了後のランキング上位17名のドライバー

KRP Cadet：各地域シリーズ終了後のランキング上位17名のドライバー

IAME Parilla X30：各地域シリーズ終了後のランキング上位17名のドライバー

但し、例えばKRP Juniorクラスで各地域シリーズの参加台数が東15台、西19台

の場合は全参加者が Grand Final 出場可能とする。

第 55 条：Grand Final（東西統一戦）のポイント

- ・各クラスの Grand Final のポイントは地域シリーズの 1 . 5 倍で行う。

第 56 条：シリーズチャンピオンの認定

- ・「日本カート選手権規定」第 1 章 第 7 条に基き、地域シリーズの有効ポイントと Grand Final のポイントの合計ポイントが最も多い者をシリーズチャンピオンとする。
- ・複数のドライバーが同一ポイントの場合、各ドライバーが得た上位入賞回数が多い順（1 位の数・2 位の数・3 位の数、以下これに準ずる）に決定される。なお、順位も回数も同一の場合、最終戦の決勝ヒートにおいて上位順位を得た者を上位とする。

第 57 条：シリーズ賞典

ARTA Challenge

- ・シリーズチャンピオンには ARTA サポートドライバーとして、翌年度の SRS-F スクール参加の全額サポート、または国内・海外のどちらかのカートレース参戦の場合、300 万円のサポートが用意されます。

スカラシップを受ける者は、ARTA とサポートドライバー契約をかわすものとする。

スカラシップを受ける者は、レースにおいて使用するレーシングスーツ、ヘルメット、マシンに ARTA が指定するエンブレム及びステッカーを貼り付けるものとする。

レーシングスーツにおいては、スカラシップを受けた年から 3 年間、ARTA が指定するエンブレムを貼り付けるものとする。

但し、2 年目以降に関しては ARTA とサポートドライバーの両者協議の上決定する。

スクールの参加をサポートした場合、参加費用を全額サポートするが、体験スクールやベーシックの段階で落ちた場合は、その時点でサポートを終了とする。カートレース参戦をサポートする場合、300 万円のサポート費用はドライバーが所属するショップ又はエントラントに支払われる。

KRP Junior

- ・シリーズチャンピオンには翌年度の『ARTA Challenge』、『KRP Junior』のどちらかの年間参加費用を全額サポート。

KRP Cadet

- ・シリーズチャンピオンには翌年度の『KRP Junior』、『KRP Cadet』のどちらかの年間参加費用を全額サポート。

IAME Parilla X30

- ・マカオカート GP 観戦にご招待（2 名様分）

ROTAX DD2

- ・ROTAX GRAND FINAL 参戦にご招待

ドライバー 1 名分の遠征費・宿泊費をサポート

**上記の各クラスのスカラシップは KRP（ARTA）、ドライバー、エントラントの 3 者で協議をして決めることとする。**

チャンピオンがスカラシップを辞退した場合、事務局で協議の上、次位の者にスカラシップを与える場合がある。

第 58 条： エントラント賞

- ・ ARTA Challenge、 KRP Junior、 KRP Cadet の 3 クラスは Grand Final 終了後の総合ポイントでチャンピオン、 2 位、 3 位の所属するエントラントへ協賛企業からのサポート品を贈呈する。

第 10 章 その他の一般事項

第 59 条： マシステッカー

- ・ 全ての参加者は大会総合事務局が支給するカウルステッカーを貼り付けること。  
IAME Parilla X30、 ROTAX DD2 を除く
- ・ 接触などで損傷した場合は各自で購入し貼り変える。
- ・ Grand Final に進出する場合統一戦の前にステッカーをフルセット購入して頂きます。  
フルセット ￥ 20,000 - (税込み)  
ゼッケン No. の変更やスポンサーのロゴが追加されたりする為購入をして頂きます。  
ご理解いただけますようお願いいたします。

第 60 条： エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・ エントラントは自己の参加に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- ・ エントラント、 ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、 大会総合事務局及び大会役員に対していかなる責任も追及しない事。
- ・ エントラント、 ドライバー及びピット要員はスポーツマンらしからぬ行為、 不謹慎な言葉遣い、 あるいは競技を妨害する行為をとった場合、 当該競技会失格とする。
- ・ エントラント、 ドライバー及びピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、 写真、 映像など報道要員の放送、 出版に関する権限を有し、 この権限を第三者が使用することができる。

第 61 条： 誓約書の署名

- ・ エントラント、 ドライバー及びピット要員はエントリー用紙に記載された誓約文に署名・捺印をしなければならない。

第 62 条： 本規則の解釈

- ・ 本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、 大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第 63 条： 負傷時の受診義務

- ・ 大会期間中負傷した場合、 指定の病院にて診断を受けなければならない。  
受診していない場合、 保険の適用から除外される場合がある。

第 64 条： 損害の補償

- ・ 参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、 機材、 器具に対する損害の保証責任を負うものとする。

- ・ エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、大会総合事務局および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている責任を了解しなければならない。
- ・ 大会期間中、負傷した場合の保証は加入している普通傷害保険の範囲以内とする。

第65条：パドックについて

- ・ 当大会はドライバーがパドックで使用するテント(3m×3m)を全ドライバー分用意し設置まで行います。( 予定 )
- ・ レース終了後はエンジンと一緒にテントをたたんで指定の場所へ返却して下さい。
- ・ テント貸出中に、理由の如何を問わず万一破損した場合はKRPより修理費用が請求される。

第66条：大会総合事務局(KRP)の権限

- ・ 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを選択あるいは拒否することができる。
- ・ 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- ・ 全ての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ・ 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否する事ができる。

第67条：大会総合事務局(KRP)からの連絡手段

- ・ レース前のお知らせなど、KRP からの連絡は全てパソコンのEメールを使用します。必ずEメールアドレスをKRPまでご連絡下さい。

第 68 条：途中棄権

- ・ 参加者側の都合で途中棄権した場合、その理由が如何なる場合でも参加費用の返金は致しません。
- ・ レースに取り組む姿勢、マナー、などを KRP が独自に判断し、不適切とした場合には棄権していただく場合がある。
- ・ 上記の判断に対して一切の抗議を認めない。

第 69 条：途中参加

- ・ 途中参加は希望者がある場合その都度相談に応じます。但し、参加費用は全額支払って頂きます。

当特別規則書に記載されている内容は予告無く変更される場合があります。

# 競技車両規則

## KRP Cadet 車両規則

### シャーシ

シャーシはホイールベースが900mm以上のものとする。

### 基本骨格

- ・基本骨格とはカラー塗装された部分を指し、寸法・形状・材質の変更は禁止とする。  
但し、エンジン・シートを搭載する為の形状の変更及び切断を認める。
- ・スタビライザー等の補助装置の追加装着は禁止。但し、純正品は認める。
- ・カラーリングの変更は認める。
- ・シートステーの溶接及びクランプ等の追加を認める。

### 車体装備

- ・フロアパネル、リヤ及びフロントバンパーはメーカー純正品のみとする。但し、シートは改造・変更とも自由とする。
- ・次の材質はカートを構成する全ての部分に使用は禁止とする。  
チタン、複合素材（シートを除く）

### ステアリング装置

- ・ハンドル及びハンドルの角度・長さ調整部品は純正部品以外の使用を認める。

### ブレーキ装置

- ・市販状態とし改造は禁止する。
- ・フロントブレーキの装着は禁止する。
- ・ブレーキパッドは自由とする。

### その他の装置

主要構成部品で純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとする。

ハンドル、サイドボックス及び取り付けステー、フロントパネル、フロントフェアリング、ゼッケンプレート、シート、チェーンガード、燃料タンク

但し、カウルに関しては以下の物以外の使用は禁止する。

- ・フリーライン製 C I K 0 3 / 0 8 (フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネル)
- ・K G 製 0 8 (フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネル)
- ・O T K 製 M 2 (フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネル)
- ・フリーライン製 ジュニアカウル新型  
(フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネル)
- ・R R 製 ジュニアカウル0 5 (フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネル)

内容は予告なく変更する場合があります。